

# 千葉県自閉症協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、千葉県自閉症協会(以下「本協会」と言う)と称し、英文表記を Autism Society Chuba(略称 ASC)とする。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、千葉県千葉市猪鼻2-9-3に設置する。

(目的)

第3条 本協会は、一般社団法人日本自閉症協会を構成する「正会員」として、千葉県に生活する自閉症児者が一人ひとりの個性を尊重され、人としての尊厳を保障される地域社会を創り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的として活動する。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自閉症児者の教育、福祉、就労に関する相談
- (2) 自閉症に関する研修会の開催及び図書の出版
- (3) 自閉症に関する正しい知識及び理解の普及に資する啓発活動
- (4) 会員への情報提供、会報の発行
- (5) 専門家、関係機関、他の障害者団体とりわけ発達障害者関連団体との協力及び連携
- (6) 正会員である地域の自閉症児者団体の活動支援
- (7) 自閉症児者に対する就労支援事業・療育事業
- (8) 社団法人日本自閉症協会千葉県支部からの委託業務
- (9) 国および地方公共団体等からの委託業務
- (10) 正会員である地域の自閉症児者団体の会員情報の管理
- (11) その他、本協会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本協会は、次の2種類の会員で構成する。

- (1) 正会員 千葉県下の地域の自閉症児者団体(以下「地区自閉症協会」と言う)で、本協会の目的に賛同し、地域において本協会の事業を推進する非営利団体。正会員は総会における議決権を有する。
- (2) 支援会員 本協会の目的に賛同し本協会の活動を支援する専門家、団体で総会における議決権を有しない者。

(入会)

第6条 本協会に入会しようとする団体もしくは個人は、理事会の承認を得なければならない。

(入会金・会費)

第7条 正会員並びに支援会員は、別に定める規則に従い入会金および年会費を納めなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員並びに支援会員は、次の各号の一つに該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき、ただし特別の事情により理事会が猶予した場合を除く
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員並びに支援会員は、別に定める退会届けを会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員並びに支援会員が、次の各号の一つに該当する場合は、総会に於いて出席した正会員の3分

の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款または規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第11条 会員の資格喪失時には、既納の入会金・会費その他の抛出金は返還しない。

### 第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本協会には次の役員を置く。

理事 20名以上25名以内

監事 2名以内

2. 理事のうちより、会長を1名、副会長を4名以内、事務局長・総務部長・広報部長・事業部長・WILLクラブ事業部長を各1名、会計担当を2名以内任命する。

(選任等)

第13条 理事および監事は総会において選任する。

2. 会長、副会長、事務局長、各部局長、会計担当は、理事の互選によりこれを定める。
3. 理事および監事はこれを兼ねることができない

(職務)

第14条 会長は本協会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、理事会の指名によりその職務を代行する。
3. 事務局長は、会長の指示に基づき事務局を統括する。
4. 各部局長は、別に定める組織規定に基づき事務局に設置する各部局を指揮する。
5. 会計担当は、本協会の会計全般を所管する。
6. 監事は、次に掲げる業務を執行する。
  - (1) 財産および会計の状況を監査すること
  - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務または財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会または理事会に報告すること
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会または理事会を招集すること
  - (5) 理事の業務執行の状況または本協会の財産の状況について、理事会で意見を述べること

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠、増員または組織変更により就任した役員の任期は、前任者または他の役員の任期の残任期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席した正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき

(報酬)

第17条 役員は無給とする。

2. 役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第18条 本協会に顧問を若干名おくことができる。

2. 顧問は理事会の求めに応じて必要な助言をすることができる。
3. 顧問は、理事会の決定に基づき会長がこれを委嘱する。

## 第4章 総会

(種別)

第19条本協会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(構成)

第20条総会は、役員および正会員たる地区自閉症協会を以って構成する。

2. 団体である地区自閉症協会の出席および議決権行使は、当該団体の代表者または代理人がこれを行う。
3. 総会における議決権は、正会員たる地区自閉症協会が平等に有する。
4. 支援会員および地区自閉症協会の個人会員は、総会に参加し、意見を述べることはできるが、議決権を有しない。

(権能)

第21条総会は、次の各号の他、本協会の運営に関する重要事項を議決する。

- (1) 役員の選任、解任
- (2) 本協会の組織体制および役員の職務権限
- (3) 入会金および会費の額
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) 重要な会計方針の決定・変更
- (7) 定款の変更
- (8) 解散および合併
- (9) 理事会が総会に付議すべきとした事項

(総会の開催)

第22条通常総会は、毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
  - (2) 正会員の5分の2以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
  - (3) 監事が、第14条第6項第4号に基づき招集するとき

(総会の招集)

第23条総会は、前条第2項第3号を除き、会長がこれを招集する。

2. 会長は前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日より少なくとも15日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条総会の議事は、この定款で規定するものの他、出席した正会員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

2. 総会の議決につき、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第27条総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 現存する正会員数とその団体名および代表者氏名、出席者数および出席者氏名

- (3) 審議事項および議決事項
  - (4) 議事の経過の概要およびその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2名が、署名しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条理事会は理事を以って構成する。

(権能)

第29条理事会はこの定款に定めるものの他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない事業の執行に関する事項
- (4) 一般社団法人日本自閉症協会の役員候補者の推薦
- (5) 一般社団法人日本自閉症協会総会への代表者の選任
- (6) 一般社団法人日本自閉症協会総会議案に対する正会員としての意思決定
- (7) 一般社団法人日本自閉症協会理事会・ブロック会議等に対する本協会の意思確認

(種類および開催)

第30条 事会は定例理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2. 定例理事会は、総会後の理事会において開催スケジュールを決定し、年5回以上開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 理事の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面を以って招集の請求があったとき
  - (3) 監事が、第14条第6項第4号の規定により招集するとき

(招集)

第31条理事会は、前条第3項第3号の規定による場合の他は、会長が招集する。

- 2. 会長は、前条第3項第2号による場合は、請求の日より15日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的につき、書面または、電子メールにより5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条理事会の議長は、会長または会長の指名した者がこれにあたる。

(運営)

第33条

- 理事会は理事の過半数の出席を以って成立し、他に定めのない限り出席理事の過半数の賛成で可決される。
- 2. 止むを得ない理由により欠席する理事は、予め書面または、電子メールにより理事会審議事項の賛否を表明することで、理事会決議に参加することができる。
  - 3. 前項の場合、当該理事は理事会に出席したものと看做す。

(議事録)

第34条理事会の議事録は、下記事項につき事務局にて作成し、当日の議長がこれに署名するものとする。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果

(地区自閉症協会代表者会議)

第35条理事会で必要とされる場合には、地区自閉症協会の代表者またはその他の関係者を招集し、意見を聴取することができる。

## 第6章 財産および会計

### (財産の構成)

第36条本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金および会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 一般社団法人日本自閉症協会からの事業委託金
- (6) 国および地方自治体からの補助金
- (7) 社団法人日本自閉症協会千葉県支部より受け入れた設立基金および特別会計財産
- (8) その他の収入

### (会計原則)

第37条本協会の財産は、会長がこれを管理し、一般に公正妥当とされる公益法人の会計原則に従って記録されなければならない。

### (事業年度)

第38条本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画および予算)

第39条本協会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに、理事会の議決を経て、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第40条前条の規定に関らず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入支出を行うことができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と看做す。

### (予備費)

第41条予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

### (補正予算)

第42条予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定の予算を追加または更正することができる。

### (事業報告および決算)

第43条本協会の事業報告書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書および収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会で作成し、監事の監査を受け、通常総会の議決を経なければならない。

2. 決算剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第7章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第44条本協会の定款変更には、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

### (解散)

第45条本協会は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 正会員の欠亡
- (3) 合併

### (清算人)

第46条本協会が解散したときは、会長が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第47条本協会の合併以外の事由による解散の場合、残余財産は、総会の議決により、本協会の目的を継承すると考えられる自閉症関連団体に寄贈するものとする。

2. 本協会が法人格を取得する場合には、その財産はすべて新法人に継承される。

## 第8章 事務局

(設置)

第48条本協会の事業活動を円滑に執行するため、事務局を設置する。

2. 事務局には本協会の役員として事務局長を置き、事務局を統括する。

3. 事務局には、下記に掲げる専門部局を設置する。

(1) 総務部

(2) 広報部

(3) 事業部

(4) WILL クラブ事業部

4. 事務局および各部局の権能は、理事会により別途定める組織規定に従う。

5. 事務局には必要に応じ事務員を置くことができる。事務員の任免は理事会の承認を経て会長が行う。

6. 事務員の処遇は、総会の議決により別途定める。

(付則)

第1 この定款は、平成18年6月3日より施行する。

第2 本協会の設立発起人は別表のとおりとする。第6条の規定に拘らず、設立発起人団体は、本協会設立時の正会員とする。

第3 本協会の設立当初の事業年度は、第38条の規定に関らず、平成18年6月3日より翌年3月31日までとする。

第4 本協会の設立当初の事業計画および収支予算は、第39条の規定に関らず、平成18年6月3日から、設立総会の定めるところによる。

第5 本定款は平成20年4月1日より一部改正し、施行する。

第6 本定款は平成25年4月1日より一部改正し、施行する。

第7 本定款は平成26年4月1日より一部改正し、施行する。

第8 本定款は平成30年4月1日より一部改正し、施行する。